

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

平成 30 年 5 月 2 日

### 【発行者の名称】

株式会社ビズライト・テクノロジー  
(Bizright Technology Inc.)

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 田中 博見

### 【本店の所在の場所】

東京都千代田区外神田 2 丁目 17 番 2 号

### 【電話番号】

(03)4400-6565

### 【事務連絡者氏名】

取締役経営管理部長 石井 陽

### 【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

### 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

### 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

### 【電話番号】

(03)3666-2101

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

### 【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ビズライト・テクノロジー  
<http://www.bizright.co.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事

項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。) について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期（中間）	第11期	第12期
会計期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日	平成28年6月	平成29年6月
売上高	(千円) 117,492	201,465	284,594
経常利益又は経常損失（△）	(千円) △131	5,392	36,325
中間（当期）純利益	(千円) 188	5,030	19,278
資本金	(千円) 34,500	27,000	27,000
発行済株式総数	(株) 646,540	普通株式 616,540 甲種類株式 30,000	616,540
純資産額	(千円) 67,952	33,486	52,764
総資産額	(千円) 202,445	150,576	170,360
1株当たり純資産額	(円) 105.10	54.31	85.58
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	(円) —	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益金額	(円) 0.30	8.15	31.26
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額	(円) —	—	—
自己資本比率	(%) 33.57	22.23	30.97
自己資本利益率	(%) 0.31	10.82	44.70
株価収益率	(倍) —	—	—
配当性向	(%) —	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △28,788	4,916	46,279
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △8,608	7,374	△9,086
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 38,865	△22,312	△8,696
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円) 98,033	68,069	96,565
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 19 (—)	15 (—)	18 (—)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額（中間額）については、配当（中間配当）を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第11期及び第12期においては潜在株式が存在しないた

め、潜在株式調整後1株当たり当中間期純利益については、第13期(中間)においては潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、それぞれ記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。
8. 第12期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づきリンクス有限責任監査法人の監査を、第13期中間会計期間(平成29年7月1日から平成29年12月31日まで)の中間財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条3項の規定に基づき、リンクス有限責任監査法人の中間監査を、それぞれ受けておりますが、第11期(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 平成29年11月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式総数、1株当たり情報を算定しております。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19 (一)	37.8	6.8年	4,562

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、民間設備投資が堅調、鉱工業生産が増加、そして政府税収も増加するなど、景気は持ち直し傾向が継続していると判断しております。しかし一方で、約2年に及ぶマイナス金利政策によっても、政府目標の物価上昇率は達成しておらず、デフレ脱却には至っておりません。また、中国をはじめとする新興国の経済成長が鈍化する傾向も窺えることや朝鮮半島の政治情勢が不安定であることなどから、先行きの不透明感はぬぐえない状況にあると捉えております。

当社の属するIT業界におきましては、公共団体及び民間企業における設備投資、ウェブサイト等を介したサービスへの投資は比較的活発な状況にあると認識しております。これは、AI（人工知能）、ビッグデータ解析等の新技術活用への政策後押し、インバウンド観光の誘致活動と外国人受入れ環境整備、来る2020年東京オリンピック・パラリンピックへの準備活動の本格化などによるものと思われ、当社においても、特にデジタルサイネージ構築案件は比較的堅調に推移した期間となりました。

当中間会計期間において、当社は、特段の設備投資は行わず、製商品の企画開発にかかる事業構造の変化もありませんでしたが、新たに株式上場にかかる準備費用が発生した期間となっています。

これらの結果、売上高は117,492千円、営業利益は1,370千円、経常損失は131千円、中間純利益は188千円となりました。

なお当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。(以下、「(2) キャッシュ・フローの状況」、「2【生産、受注及び販売の状況】」、「7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】」についても同じ。)

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は98,033千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は28,788千円となりました。これは主として、税引前中間純利益が368千円であったことに対し、営業債権9,958千円、棚卸資産20,121千円のそれぞれ増加となったことが主たる要因となっています。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は8,608千円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出2,900千円、無形固定資産の取得による支出1,744千円、保証金の預け入れによる支出3,180千円等によるものです。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は38,865千円となりました。これは主として、短期借入金の増加15,000千円及び新株発行増資による収入15,000千円によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社はシステム受託開発事業、自社製品開発事業を主体とするシステム開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

### (1) 生産実績

当中間会計期間の自社製品の生産実績はありません。

### (2) 受注実績

当中間会計期間のシステム受託開発事業にかかる受注実績は、次の通りです。

事業の名称	受注高 (千円)
システム受託開発事業	113,368

(注) 1. 金額は、売上高によっております。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業の名称	販売高 (千円)
システム受託開発事業	105,627
自社製品開発事業	11,458
その他	407
合計	117,492

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間	
	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社ソルトワークス	34,351	29.2
株式会社交通新聞社	17,126	14.6
トー・ナビタ株式会社	9,150	7.8

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は平成 30 年 3 月 26 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### (1) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、平成 29 年 9 月 27 日の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することを決議し、平成 29 年 9 月 28 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生

手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による



株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) (以下この a において「吸収合併等」という。) を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合 (当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を TOKYO PRO Market の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式 (取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。) の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは TOKYO PRO Market が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

**5【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6【研究開発活動】**

該当事項はありません。

**7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】**

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は173,076千円となっており、前事業年度末に比べ30,903千円の増加となっております。これは売掛金の増加9,958千円及び仕掛品の増加19,841千円を主たる要因とするものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は29,368千円となっており、前事業年度末に比べ1,181千円の増加となっております。これは保証金の増加2,751千円及びソフトウェアの減少1,848千円を主たる要因とするものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は58,861千円となっており、前事業年度末に比べ7,172千円の増加となっております。これは短期借入金の増加15,000千円及び賞与引当金の減少8,060千円を主たる要因とするものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は75,631千円となっており、前事業年度末に比べ9,724千円の増加となっております。これは長期借入金の増加9,720千円を主たる要因とするものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は67,952千円となっており、前事業年度末に比べ15,188千円の増加となっております。これは新株発行による増資15,000千円及び中間純利益188千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)	年間賃貸料 (千円)
		建物	工具、器具 及び備品	合計		
東京本社 (東京都千代田区)	事務所	—	1,505	1,505	3	2,849
札幌本社 (札幌市白石区)	事務所	2,460	139	2,600	16	3,696

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記事業所は共に賃借によっております。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	公表日現在発行数(株) (平成30年5月2日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,353,460	646,540	646,540	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,000,000	1,353,460	646,540	646,540	—	—

- (注) 1. 平成29年10月31日開催の取締役会決議により、平成29年11月18日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は554,886株増加し、616,540株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は900,000株増加し、1,000,000株となっております。
2. 平成29年12月1日開催の臨時株主総会において、発行可能株式総数を1,000,000株増加し、2,000,000株とする決議がなされております。
3. 平成29年12月15日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式数は30,000株増加し、646,540株となっております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 第2回新株予約権(平成29年12月1日臨時株主総会決議)

	最近中間 会計期間末現在 (平成29年12月31日)	公表日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成32年1月6日 至 平成39年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)2 資本組入額 250 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当日において、当社の取締役又は従業員である者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、これらの地位を喪失した日から3ヶ月間(ただし、その間に行使期間満了日が到来した場合にはその日まで)に限り新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の相続は、これを認め	

	<p>ない。</p> <p>③新株予約権の目的たる株式が、証券取引所に上場した場合、取引が開始された日から3カ月間は行使することができない。</p> <p>④新株予約権者は本新株予約権1個の一部のみを行使することはできない。</p> <p>⑤前項までに定められた以外の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとし、新株予約権者は当該契約に違反して新株予約権を行使することはできない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（合併により当社が消滅会社となる場合） 合併後存続する会社又は合併により設立する会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割する会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する会社</p> <p>④株式交換 当社株式の全部を取得する会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転によって設立される会社</p>	同左

- (注) 1. 平成 29 年 12 月 1 日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行うことを決議しております。
2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 100 株とする。ただし、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式より目的となる株式の数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
- また、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
- ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
- ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式より払込金額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
- ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
- ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合

### 第3回新株予約権（平成29年12月1日臨時株主総会決議）

	最近中間会計 期間末現在 (平成29年6月30日)	公表日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月2日 至 平成39年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500（注）3 資本組入額 250（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当日において、当社の取締役又は監査役である者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、これらの地位を喪失した日から3ヶ月間（ただし、その間に行使期間満了日が到来した場合にはその日まで）に限り新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の相続は、これを認めない。 ③新株予約権の目的たる株式が、証券取引所に上場した場合、取引が開始された日から3ヶ月間は行使することができない。 ④新株予約権者は本新株予約権1個の一部のみを行使することはできない。 ⑤前項までに定められた以外の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとし、新株予約権者は当該契約に違反して新株予約権を行使することはできない。	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①合併（合併により当社が消滅会社となる場合） 合併後存続する会社又は合併により設立する会社 ②吸収分割 吸収分割する会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社 ③新設分割 新設分割により設立する会社 ④株式交換 当社株式の全部を取得する会社 ⑤株式移転 株式移転によって設立される会社	同左

(注) 1. 平成 29 年 12 月 1 日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行うことを決議しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 100 株とする。ただし、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式より目的となる株式の数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
  - ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
  - ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式より払込金額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
- ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
- ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合

### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年11月18日 (注) 1	554,886	普通株式 616,540	—	27,000	—	—
平成29年12月15日 (注) 2	30,000	普通株式 646,540	7,500	34,500	7,500	7,500

(注) 1. 平成29年10月31日開催の取締役会決議により、平成29年11月18日付で普通株式1株を10株に分割しております。

2. 有償第三者割当

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先

割当先	株数(株)
株式会社ソルトワークス	10,000
グリフォンパートナーズ合同会社	6,000
みらいチャレンジ株式会社	4,000
宇賀雅則	4,000
株式会社広報ブレーン	2,000
DANベンチャーキャピタル株式会社	2,000
岡野貴幸	2,000
合計	30,000

(6) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
田中 博見	神奈川県横浜市港北区	586,240	90.67%
ほくほくキャピタル株式会社	富山県富山市中央通り1丁目6-8	20,000	3.09%
株式会社ソルトワークス	札幌市中央区南一条西二丁目5	10,000	1.55%
グリフォンパートナーズ 合同会社	東京都板橋区成増3-25-1-813	6,000	0.93%
宇賀 雅則	東京都北区	4,000	0.62%
みらいチャレンジ株式 会社	東京都中央区京橋1-6-13	4,000	0.62%
中山 彰	埼玉県春日部市	2,000	0.31%
樋口 昌大	大阪府吹田市	2,000	0.31%



大浦 敦子	北海道札幌市西区	2,000	0.31%
岡野 貴幸	東京都北区	2,000	0.31%

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
2. 平成29年10月31日開催の取締役会決議により、平成29年11月18日付で普通株式1株を10株に分割しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 646,500	6,465	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 40	—	—
発行済株式総数	普通株式 646,540	—	—
総株主の議決権	—	6,465	—

- (注) 1. 平成29年12月1日付で、定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権 (平成29年12月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成29年12月1日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役4名、従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成29年12月1日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

4【株価の推移】

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）当社は、平成30年5月2日をもって東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

5【役員状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の変動はありません。

6【関連当事者取引】

役員及び個人主要株主等

当中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	中間会計期間末残高（千円）
役員及び個人主要株主等	田中博見	—	—	当社代表取締役社長	（被所有）直接 90.7	債務被保証	債務被保証（注1）	（注1）	—	—
		—	—	当社代表取締役社長	（被所有）直接 90.7	不動産の賃貸	不動産の賃貸（注2）	457（注2）	—	—（注2）

（注）1. 下表のとおり、当社の債務に対し、田中博見が保証を行っております。取引金額は、中間会計期間末日における対象債務残高を表示しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

相手先と内容	取引金額（千円）
金融機関からの長期借入に対する保証	93,444
金融機関からの短期借入に対する保証	15,000（限度額72,000）
北海道信用保証協会の債務保証に対する再保証	55,589
リース契約債務にかかる保証	—（年間リース料21千円）
不動産賃貸契約にかかる債務保証	—（賃料等月額358千円）

2. 当社が賃借する居住用不動産を田中博見に賃貸（転賃）しております。取引金額は受領した賃料総額であります。なお、平成29年12月をもって当該取引を解消し、中間会計期間末において取引残高はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(平成29年7月1日から平成29年12月31日まで)の中間財務諸表について、リンクス有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 29 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (平成 29 年 12 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,565	98,033
売掛金	20,555	30,513
商品及び製品	8,358	6,356
仕掛品	13,881	33,723
原材料及び貯蔵品	179	2,461
前払費用	2,219	1,452
その他	412	535
流動資産合計	142,173	173,076
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,971	4,971
減価償却累計額	△2,343	△2,511
建物（純額）	2,627	2,460
工具、器具及び備品	17,550	17,850
減価償却累計額	△14,738	△16,204
工具、器具及び備品（純額）	2,811	1,645
有形固定資産合計	5,439	4,105
無形固定資産		
ソフトウェア	9,509	7,660
無形固定資産合計	9,509	7,660
投資その他の資産		
投資有価証券	500	—
出資金	10	10
長期前払費用	1,147	1,475
保険積立金	5,610	5,908
長期性預金	3,600	5,400
その他	2,370	4,807
投資その他の資産合計	13,238	17,602
固定資産合計	28,186	29,368
資産合計	170,360	202,445

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 29 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (平成 29 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	493	5,095
短期借入金	—	15,000
1年内返済予定の長期借入金	20,508	20,508
未払金	11,672	10,452
未払費用	2,577	2,574
未払法人税等	360	180
未払消費税等	5,238	1,283
賞与引当金	8,060	—
その他	2,779	3,769
流動負債合計	51,689	58,861
固定負債		
長期借入金	63,216	72,936
資産除去債務	2,690	2,695
固定負債合計	65,906	75,631
負債合計	117,595	134,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	27,000	34,500
資本剰余金		
資本準備金	—	7,500
資本剰余金合計	—	7,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	25,764	25,952
利益剰余金合計	25,764	25,952
株主資本合計	52,764	67,952
純資産合計	52,764	67,952
負債純資産合計	170,360	202,445

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	117,492
売上原価	
製品期首棚卸高	8,358
当中間期製品製造原価	50,186
合計	58,544
製品中間期末棚卸高	6,356
製品売上原価	52,187
売上総利益	65,305
販売費及び一般管理費	63,934
営業利益	1,370
営業外収益	
受取利息	0
受取保険金	65
営業外収益合計	65
営業外費用	
支払利息	768
支払保証料	580
株式交付費	218
営業外費用合計	1,567
経常利益(△は損失)	△131
特別利益	
投資有価証券売却益	500
特別利益合計	500
税引前中間純利益	368
法人税、住民税及び事業税	180
中間純利益	188

【中間製造原価明細書】

区分	当中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成30年12月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	7,532	10.8
II 労務費	39,310	56.1
III 経費	23,184	33.1
当期総製造費用	70,027	100.0
仕掛品期首棚卸高	13,881	
合計	83,909	
仕掛品中間期末棚卸高	33,723	
当中間期製品製造原価	50,186	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、システム受託開発事業については個別原価計算、自社製品開発事業については総合原価計算による実際原価計算であります。

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間 (自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	27,000	—	—	—	—	25,764	25,764	—	52,764	52,764
当中間期変動額										
新株の発行	7,500	7,500	—	7,500	—	—	—	—	15,000	15,000
中間純利益	—	—	—	—	—	188	188	—	188	188
当期変動額合計	7,500	7,500	—	7,500	—	188	188	—	15,188	15,188
当中間期末残高	34,500	7,500	—	7,500	—	25,952	25,952	—	67,952	67,952

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	368
減価償却費	1,633
ソフトウェア償却費	3,280
賞与引当金増減額	△8,060
利息費用	4
保証金償却	428
投資有価証券売却益	△500
株式交付費	218
支払保証料	580
受取利息及び受取配当金	△0
支払利息	768
営業債権の増加額	△9,958
棚卸資産の増加額	△20,121
その他流動資産の減少額	490
仕入債務の増加額	4,601
その他流動負債の減少額	△1,495
小計	△27,761
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△668
法人税等の支払額	△359
営業活動によるキャッシュ・フロー	△28,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,900
無形固定資産の取得による支出	△1,744
敷金の返還による収入	314
保証金の預入れによる支出	△3,180
保険積立による支出	△297
長期性預金の預入れによる支出	△1,800
有価証券の売却による収入	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,608
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額	15,000
長期借入れによる収入	49,145
長期借入金の返済による支出	△40,280
新株発行による収入	15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,865
現金及び現金同等物の増減額(△は減)	1,467
現金及び現金同等物の期首残高	96,565
現金及び現金同等物の期末残高	98,033



## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券 時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 製品及び原材料

自社製品開発事業については総平均法による原価法、システム受託開発事業については最終仕入原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 仕掛品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 3～10年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。販売目的用のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

#### 5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 6. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**(中間貸借対照表関係)**

該当事項はありません。

**(中間損益計算書関係)**

減価償却実施額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
有形固定資産	1,633
無形固定資産	3,280

**(中間株主資本等変動計算書関係)**

当中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	61,654	584,886	—	646,540

(変動理由の概要)

株式分割による増加 554,886 株  
新株発行による増加 30,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

**(キャッシュ・フロー計算書関係)**

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金	98,033 千円
現金及び現金同等物	98,033 千円

**(リース取引関係)**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を、調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、価格変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、償還日は最長で中間会計期間末日後6年7カ月であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に適時開示情報及び財務情報を把握し、リスクを評価するとともに、保有の是非等を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

月次決算の資料及び事業計画に基づき、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）。

前事業年度（平成29年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	96,565	96,565	—
(2) 売掛金	20,555	20,555	—
資産計	117,121	117,121	—
(1) 買掛金	493	493	—
(2) 短期借入金	—	—	—
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	20,508	20,508	—
(4) 長期借入金	63,216	61,227	△1,988
負債計	84,217	82,229	△1,988

当中間会計期間（平成29年12月31日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	98,033	98,033	—
(2) 売掛金	30,513	30,513	—
資産計	128,547	128,547	—
(1) 買掛金	5,095	5,095	—
(2) 短期借入金	15,000	15,000	—
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	20,508	20,508	—
(4) 長期借入金	72,936	72,196	△739
負債計	113,539	112,799	△739

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金及び(3) 1年以内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価は、その将来キャッシュ・フローを、政策金利等適切な指標に基づき想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額（千円）

区分	前事業年度 (平成29年6月30日)	当中間会計期間 (平成29年12月31日)
投資有価証券	500	—
出資金	10	10

上記については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

**(ストック・オプション等関係)**

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

**(資産除去債務関係)**

当社は、札幌本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**(セグメント情報等)**

**【セグメント情報】**

当社の事業セグメントは、システム開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

当中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービス	売上高（千円）
システム受託開発	105,627
自社製品開発	11,458
その他	407

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ソルトワークス	34,351
株式会社交通新聞社	17,126
トー・ナビタ株式会社	9,150

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

**(1株当たり情報)**

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当中間会計期間 (平成29年12月31日)
(1) 1株当たり純資産額	85円58銭	105円10銭

	当中間会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	0円30銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	188
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	188
普通株式の期中平均株式数(株)	619,311

- (注) 1. 当社は、平成29年10月31日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年11月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当中間純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

**(重要な後発事象)**

多額な社債の発行及び資金の借入について

平成30年3月20日開催の取締役会において、長期運転資金の拡充を目的として、下表に掲げる内容の社債発行、借入の実行及び長期借入金の期日前償還に関する決議を行い、それぞれ実行しております。

**(1)社債の発行**

社債の種類	株式会社ビズライト・テクノロジー第1回無担保社債 (株式会社北洋銀行及び北海道信用保証協会保証付)
社債総額	70,000千円
発行価格	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成30年3月27日
償還期限	5年
利率	0.26%
償還方法	年2回、定時償還
担保	なし
保証人	なし

**(2)長期借入金の期日前償還**

借入先	約定上の償還期日	期日前償還日	償還額
株式会社北洋銀行	平成36年7月31日	平成30年3月27日	45,821千円

(2)【その他】

該当事項はありません

**第7【外国為替相場の推移】**

該当事項はありません。

**第二部【特別情報】**

**第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

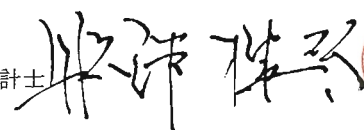

平成30年5月1日

株式会社ビズライト・テクノロジー  
取締役会 御中

リンクス有限責任監査法人

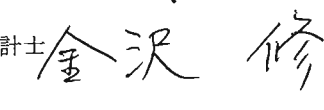

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビズライト・テクノロジーの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示



に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビズライト・テクノロジーの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上